

# 軽度生活援助事業

高齢者の日常生活をお手伝いします

## ◆対象者◆

日常生活の援助が必要な65歳以上の在宅の一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の方など

## ◆援助の内容◆

お部屋の整理・整頓、家の周りの清掃、家屋の軽微な修繕など軽易な作業を、月2回（1回2～3時間程度）、シルバー人材センターの援助員がお手伝いします。

\*利用料は、1時間当たり300円（生活保護世帯は無料）です。

## ◆利用手続◆

- ① 登録申請書を、市役所長寿福祉課又は地域の老人介護支援センター・総合センター・支所・出張所へ提出してください。
- ② 地域包括支援センター又は老人介護支援センターの職員が訪問調査を行います。
- ③ 利用者として登録します。
- ④ 登録の手続きが終了し、利用を希望される場合は、直接、シルバー人材センター（電話：831-9410）に連絡し、利用申込をしてください。



## ◆お問い合わせ先◆

高松市役所 長寿福祉課（市役所2階22番窓口）Tel 839-2346